

特定病原体等に係る事故・災害時対応指針

令和5年9月

厚生労働省健康・生活衛生局

感染症対策部感染症対策課

目 次

目次	2
はじめに.....	4
第 1 情報連絡体制の整備	4
(1) 事業所内の緊急連絡体制の整備	
(2) 関係機関への緊急連絡体制の整備	
(3) 関係機関の緊急連絡体制の整備	
(4) 専門家の指名	
(5) 消毒剤等の常備	
第 2 事故発生時の対応	5
(1) 事故の定義	
(2) 事故の探知及び報告	
(3) 警察官等への届出	
(4) 警察又は海上保安官の対応	
(5) 厚生労働省の対応	
第 3 災害発生時の対応	6
(1) 災害の定義	
(2) 災害の探知及び警察官等への届出	
(3) 消防署等への通報	
(4) 応急措置の実施	
(5) 応急措置での留意事項	
(6) 厚生労働大臣への届出の受理	
(7) 厚生労働省の対応	
(8) 専門家の派遣	
(9) 派遣担当官及び専門家の対応	
(10) 警察又は海上保安官の対応	
(11) 消防機関の対応	
(12) 都道府県の対応	
(13) 災害時の措置報告	
第 4 関係省庁間の連携	10
(1) 病原体等事故・災害対策担当課の招集	

(2) 病原体等事故・災害対策担当課の役割分担

別紙	11
1 事故等の連絡先例(事業者用)	
2 関係省庁の役割分担	
参考	13
1 事故等の連絡体制	
2 運搬中の事故等の連絡体制	
3 災害時応急措置届出書(別記様式第19)	

はじめに

本規定は、特定病原体等所持者（特定一種病原体等所持者及び二種病原体等許可所持者並びにこれらの者から運搬を委託された者、三種病原体等所持者並びに四種病原体等所持者）、一種滅菌譲渡義務者及び二種滅菌譲渡義務者が所持する特定病原体等について盗取、所在不明その他の事故が生じた場合、及び地震、火災その他の災害（以下「事故等」という。）が起こったことにより、当該特定病原体等による感染症が発生し、若しくはまん延した場合又は当該特定病原体等による感染症が発生し、若しくはまん延するおそれがある場合の事業者が整備しておくべき緊急連絡体制及び事業者が講じるべき応急措置その他必要な措置に関して、特に四種病原体等所持者に対する指導のほか、関係機関における連絡体制、連携等に関する内部規定を策定するための指針となるものである。

第1 情報連絡体制の整備

（1）事業所内の緊急連絡体制の整備

厚生労働省感染症対策課及び管轄の地方厚生局は、特定病原体等所持者、一種滅菌譲渡義務者及び二種滅菌譲渡義務者に対し、万一の事故等に備え、通常時から、事故等発生時の緊急連絡体制、警察等への届出・通報の手順等に関して、事業所内の夜間休日を含む対応すべき要員の指定及びその役割分担についてあらかじめ規定しておくよう指導又は周知に努めるものとする。また、円滑な対応が併せて指導又は周知に努めるものとする。

（2）関係機関への緊急連絡体制の整備

厚生労働省感染症対策課及び管轄の地方厚生局は、特定病原体等所持者、一種滅菌譲渡義務者及び二種滅菌譲渡義務者に対し、事故等発生時の警察等への届出・通報その他必要な措置を講じるため、あらかじめ関係機関と調整の上、別紙1に示す例のように、最寄りの交番又は警察署、若しくは海上保安署、消防署、保健所及び都道府県等衛生担当部署、病院等を緊急連絡先として指定し、それらの緊急連絡用の電話番号等を保持しておくとともに、通常時から、これら関係機関との連携に努めておくよう指導又は周知に努めるものとする。

（3）関係機関の緊急連絡体制の整備

厚生労働省感染症対策課、地方厚生局、都道府県等感染症担当部局、その他関係機関は、万一の事故等に備え、通常時から、事故等発生時における感染症

の発生予防又はまん延防止のために必要な機関内部及び関係機関間の緊急連絡体制を整備しておくものとする。

(4) 専門家の指名

厚生労働省感染症対策課及び都道府県等感染症担当部局は、事故等の発生時、感染症の発生予防又はまん延防止を図るために技術的支援を行う目的で専門家を現地へ派遣することが必要と判断された場合又は派遣の要請があった場合に速やかに対応できるよう、派遣する専門家をあらかじめ指名しておくものとする。

(5) 消毒剤等の常備

関係機関は、特定病原体等所持者、一種滅菌譲渡義務者及び二種滅菌譲渡義務者に対し、万一の等発生時に備え、想定される応急措置に必要な、かつ十分な数の防御具（使い捨てマスク、ゴーグル（保護眼鏡）、使い捨てビニール手袋）、消毒剤（有効塩素濃度 0.1%以上の次亜塩素酸ナトリウム剤又はこれと同等以上の効果を有する薬剤）のほか、運搬容器を十分覆うことができるシート、立入制限のためのロープ等を常備しておくよう指導又は周知に努めるものとする。

第2 事故発生時の対応

(1) 事故の定義

法第 56 条の 28 に定める「事故」は、特定病原体等の盗取、所在不明等により緊急の対応が必要な場合をいい、盗取の予告又はその未遂行為等が認められたときも含む。なお、実験室内での針刺し等による特定される者への病原体等の暴露等は範囲に含めない。

(2) 事故の探知及び報告

厚生労働省感染症対策課及び管轄の地方厚生局は、特定病原体等取扱施設において所持する特定病原体等について盗取、所在不明その他の事故を発見した者は、関係者以外の者が立ち入らないようにすることなどにより現場の保持を行うとともに、あらかじめ規定した手続に従い、遅滞なく病原体等取扱主任者又はあらかじめ指定された者に報告を行うよう、事業者に対する指導又は周知に努めるものとする。

(3) 警察官等への届出

厚生労働省感染症対策課及び管轄の地方厚生局は、事業所のあらかじめ指定された者が事故発生の報告を受けたときは、遅滞なく、110番通報、警察署

への電話連絡等により警察官又は海上保安官に届け出るほか、事故の状況に応じて、厚生労働省感染症対策課その他あらかじめ指定した連絡先に通報するとともに関係者以外の者の立入制限等により現場の保持を行うよう事業者に対する指導又は周知に努めるものとする。

(4) 警察又は海上保安官の対応

事故の届出を受けた警察官又は海上保安官は、事故の状況把握に努め、事故の状況に応じて、関係機関と連携し、運搬従事者等と協力して立入禁止措置、交通規制等、国民の生命、身体及び財産の保護その他公共の安全と秩序の維持を図るために必要な措置を講じる。

また、警察機関又は海上保安部署は、事故の状況に応じて、感染症が発生し、若しくはまん延した場合又は感染症が発生し、若しくはまん延するおそれがあると判断した場合には、厚生労働省感染症対策課に通報するものとする。

(5) 厚生労働省の対応

厚生労働省感染症対策課は、警察機関、海上保安部署又は特定病原体等所持者等から事故発生 of 通報を受けたときは、事故の状況把握に努め、管轄の地方厚生局に連絡するとともに、事故の状況に応じて担当官を現地に派遣し、特定病原体等所持者等からの報告聴取、特定病原体等取扱施設への立入検査その他の対応について、必要に応じて管轄の自治体と連携しながら行わせるものとする。また、厚生労働省感染症対策課は、事故の状況に応じて管轄の自治体の感染症担当部局に連絡を行い、必要な協力を要請するものとする。

第3 災害発生時の対応

(1) 災害の定義

法第56条の29に定める応急措置を講じなければならない「災害」は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（豪雨、洪水、地震、津波など）のほか、火災、交通事故、外国による武力攻撃事態やいわゆるテロ行為によるものなどであって、特定病原体等取扱施設又は運搬において特定病原体等による感染症が発生し、若しくはまん延した場合又は特定病原体等による感染症が発生し、若しくはまん延するおそれがある場合をいう。

(2) 災害の探知及び警察官等への届出

災害の発生により所持する特定病原体等による感染症が発生し、若しくはまん延した場合又は当該特定病原体等による感染症が発生し、若しくは蔓延するおそれのある事態を発見した者は、直ちに、あらかじめ規定した手順に従い、

遅滞なくあらかじめ指定された者に報告するとともに、110番通報、警察署への電話連絡等により警察官又は海上保安官に届け出るよう事業者に対する指導又は周知に努めるものとする。

(3) 消防署等への通報

病原体等取扱主任者又はあらかじめ指定された者は、特定病原体等取扱施設又は特定病原体等が容器に収納されているもの（以下「病原性輸送物」という。）に火災が起こり、又はこれらに延焼するおそれがある場合には、消火又は延焼の防止に努めるとともに、厚生労働省感染症対策課及び消防署のほか、状況に応じて、病院その他あらかじめ指定された連絡先に通報するよう事業者に対する指導又は周知に努めるものとする。

(4) 応急措置の実施

特定病原体等所持者、一種滅菌譲渡義務者及び二種滅菌譲渡義務者は、災害の発生により所持する特定病原体等による感染症が発生し、若しくはまん延した場合又は当該特定病原体等による感染症が発生し、若しくはまん延するおそれがある場合は、直ちに、状況に応じて、以下の応急の措置を講じるよう事業者に対する指導又は周知に努めるものとする。

① 特定病原体等取扱施設又は病原性輸送物に火災が起こり、又はこれらに延焼するおそれがある場合には、消火又は延焼の防止に努めるとともに、直ちにその旨を消防署又は消防法（昭和23年法律第186号）第24条の規定により市町村長の指定した場所に通報する。

② 特定病原体等による感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要がある場合には、特定病原体等取扱施設の内部にいる者、病原性輸送物の運搬に従事する者又はこれらの付近にいる者に避難するよう警告する。

③ 必要に応じて特定病原体等を安全な場所に移すとともに、特定病原体等がある場所の周囲には、ロープを張り、又は標識等を設け、かつ、見張人をつけることにより、関係者以外の者が立ち入らないための措置を講ずるよう努める。

④ その他病原体等による感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために必要な措置を講ずる。

(5) 応急措置での留意事項

上記(4)に掲げる応急措置を行う場合には、必要な防御具を装着すること、病原体等に曝露する時間を短くすること等より、緊急作業に従事する者の病原体等の曝露をできる限り少なくすることが肝要である。そのため、万一の災害

発生時に備え、想定される応急措置に必要、かつ十分な数の防御具を常備しておくよう特定病原体等所持者、一種滅菌譲渡義務者及び二種滅菌譲渡義務者に対する指導又は周知に努めるものとする。

(6) 厚生労働大臣への届出の受理

上記(4)の事態が生じた場合には、遅滞なく、施行規則第31条の38第3項に定める災害時応急措置届出書(別記様式第19)に必要事項を記入して、厚生労働省感染症対策課に届け出るよう特定病原体等所持者、一種滅菌譲渡義務者及び二種滅菌譲渡義務者に対する指導又は周知に努めるものとする。

(7) 厚生労働省の対応

厚生労働省感染症対策課は、警察機関、特定病原体等所持者、一種滅菌譲渡義務者及び二種滅菌譲渡義務者等から災害応急時措置届出書の提出やその他の方法により災害発生の通報を受けたときは、災害の状況把握に努め、管轄の地方厚生局に連絡するとともに、災害の状況に応じて、本省又は地方厚生局の担当官を現地に派遣し、特定病原体等所持者、一種滅菌譲渡義務者及び二種滅菌譲渡義務者からの報告聴取、事業所への立入検査その他の対応を行うものとする。その際、必要に応じて管轄の自治体の感染症担当部局に連絡を行うとともに、災害の状況に応じて、連携して対応する必要があると判断される場合には、自治体に対して協力要請を行うものとする。

また、災害時の応急の措置に関し緊急の必要があると認めるときは、法第56条の37の規定に基づき特定病原体等所持者、一種滅菌譲渡義務者及び二種滅菌譲渡義務者に対し、特定保管場所の保管場所の変更、滅菌等の必要な措置を講ずるよう命令を行うものとする。

(8) 専門家の派遣

厚生労働省感染症対策課は、災害時において感染症の発生予防及びまん延防止のため必要があると判断した場合には、災害の状況に応じて、技術支援のため、国立感染症研究所の専門家その他あらかじめ指名した専門家を現地に派遣するものとする。

(9) 派遣担当官及び専門家の対応

現地に派遣された担当官は、災害の状況把握に努め、警察官、海上保安官又は消防吏員に対する助言を行うとともに、関係省庁との連絡を密にしつつ、事業者等に対する指示等必要な措置を実施するものとする。

また、現地に派遣された専門家は、担当官の求めに応じて、必要な助言を行うものとする。

(10) 警察又は海上保安官の対応

災害発生の通報を受けた警察官又は海上保安官は、災害の状況把握に努め、災害の状況に応じて、関係機関と連携し、病原体等取扱主任者、運搬従事者等と協力して立入禁止措置、交通規制等、国民の生命、身体及び財産の保護その他公共の安全と秩序の維持を図るために必要な措置を講じる。

また、警察機関又は海上保安部署は、災害状況に応じて、感染症が発生し、若しくはまん延した場合又は感染症が発生し、若しくはまん延するおそれがあると判断した場合には、厚生労働省感染症対策課に通報するものとする。

(11) 消防機関の対応

災害により特定病原体等取扱施設又は病原性輸送物に火災が起こり、又はこれらに延焼するおそれがある場合に通報を受けた最寄りの消防機関は、直ちにその旨を消防庁及び管轄の消防防災主管部局に報告するとともに、災害の状況把握に努め、災害の状況に応じて、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助、救急等に関する必要な措置を実施するものとする。

(12) 都道府県の対応

特定病原体等取扱施設又は特定病原体を運搬している運搬車両が災害を被り、当該病原体等による感染症が発生し、若しくはまん延した場合又は感染症が発生し、若しくはまん延するおそれがある場合であって、厚生労働省感染症対策課から都道府県感染症担当部局に対し協力要請があった場合には、地方衛生研究所や保健所の職員を派遣し、消毒、問診、受診勧奨等の必要な対応を行うよう配慮するものとする。

(13) 災害時の措置報告

特定病原体等所持者、一種滅菌譲渡義務者及び二種滅菌譲渡義務者は、災害時の措置状況について必要に応じて厚生労働省感染症対策課又は地方厚生局に報告するよう事業者に対する指導又は周知に努めるものとする。また、法第56条の37の規定に基づく措置命令を受けた場合には、定められた期日までに措置報告を行うよう指導又は周知に努めるものとする。

第4 関係省庁間の連携

(1) 病原体等事故・災害対策担当課の招集

特定病原体等取扱施設において事故等が発生し、関係省庁間の密接な連絡・調整が必要と判断される場合又は関係省庁の求めがあった場合には、厚生労働

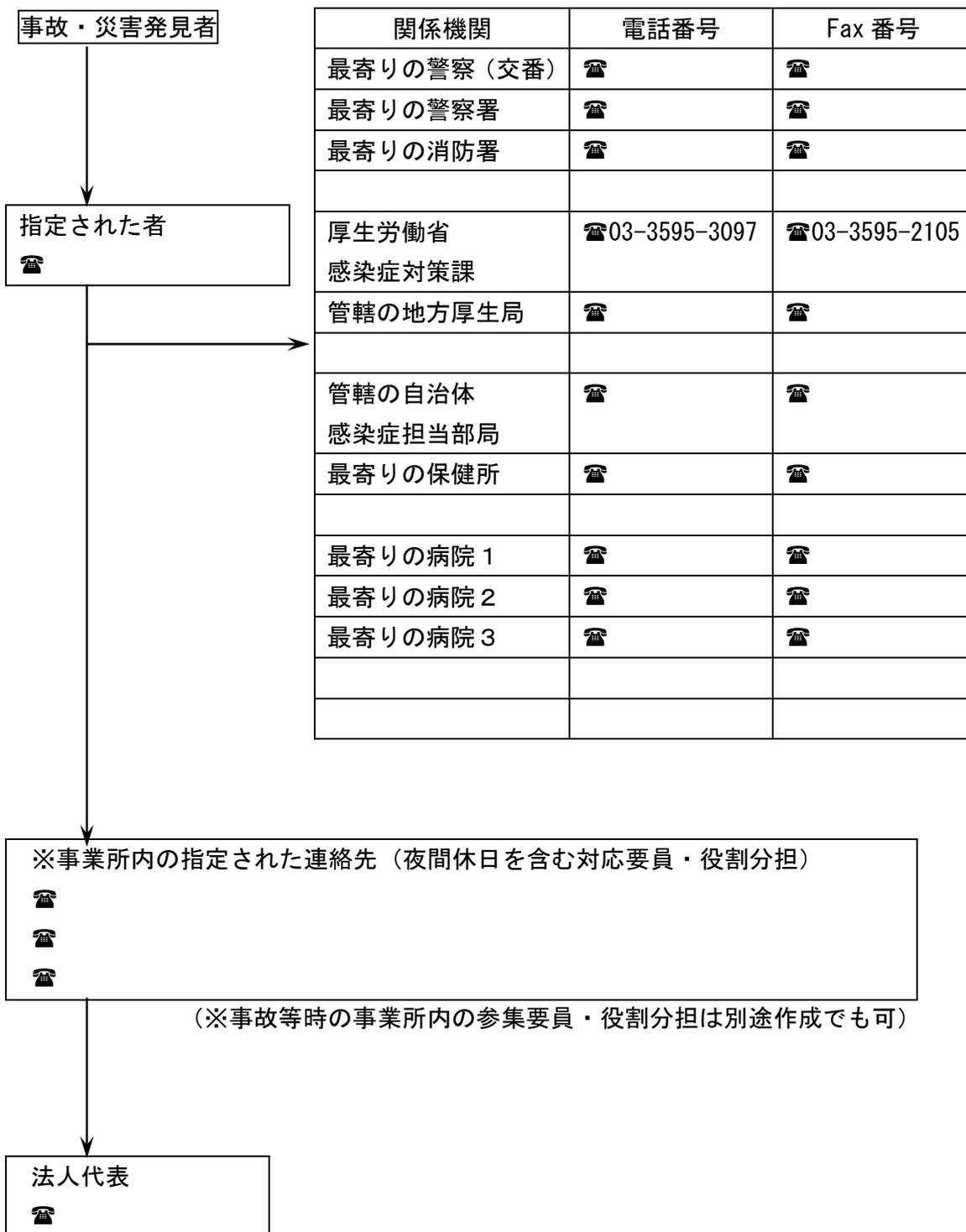
省感染症対策課は、速やかに関係省庁の病原体等事故・災害対策担当課を招集し、次の事項に関して、連絡・調整を行うものとする。

- ① 事故等に関する情報の収集、整理及び分析
- ② 関係省庁の講ずべき措置
- ③ 係官及び専門家の現地への派遣
- ④ 対外発表
- ⑤ その他必要な事項

(2) 病原体等事故・災害対策担当課の役割分担

関係省庁の病原体等事故・災害対策担当課の役割分担については、別紙2のとおり定めるとともに、災害発生時に関係省庁が速やかに対応できるよう、運搬届出に関する情報等についてあらかじめ関係省庁間で情報を共有しておくなど、通常時から、必要に応じて関係省庁間の連携に努めておくものとする。

事故時の連絡先（事業者用例）



別紙2

関係省庁の役割分担

1. 厚生労働省

(1) 通常時

- 病原体等取扱施設における病原体等の安全確保（病原体等の許可・届出の審査等）に関する事項
- 運搬時の病原性輸送物の安全確保（輸送容器の健全性、収納物の評価）及び運搬方法（運搬手段、積載方法等）に関する事項
- 病原体等取扱施設への立入検査に関する事項

(2) 事故・災害時

- 特定病原体等所持者、一種滅菌譲渡義務者又は二種滅菌譲渡義務者等からの事故等の届出の受理に関する事項（運搬時の病原性輸送物を含む。）
- 事故等に関する情報の収集、整理及び分析に関する事項（感染症の予防及びまん延防止に関する情報に限る。）
- 事故・災害時の応急措置に関する事項（国立感染症研究所が行う技術支援に関する事項を含む。）
- 災害時における措置命令に関する事項（法第56条の37）
- 病原体等事故・災害対策担当課の招集に係わる事務に関する事項

2. 警察庁及び海上保安庁

(1) 通常時

- 運搬届出に係る事務に関する事項（運搬証明書に記載する指示事項を含む。）
- 運搬時の病原性輸送物の運搬方法（運搬手段、積載方法等）に関する事項
- 病原体等取扱施設への立入検査に関する事項

(2) 事故・災害時

- 事故届出の受理に関する事項
- 事故・災害時の人命救助、立入禁止措置、交通規制等の措置に関する事項

3. 消防庁（事故・災害時）

- 事故・災害時の人命救助、消火、延焼防止等の対応措置に関する事項

4. 管轄の自治体（事故・災害時）

- 事故・災害時の措置等の協力に関する事項（地方衛生研究所が行う技術支援に関する事項を含む。）

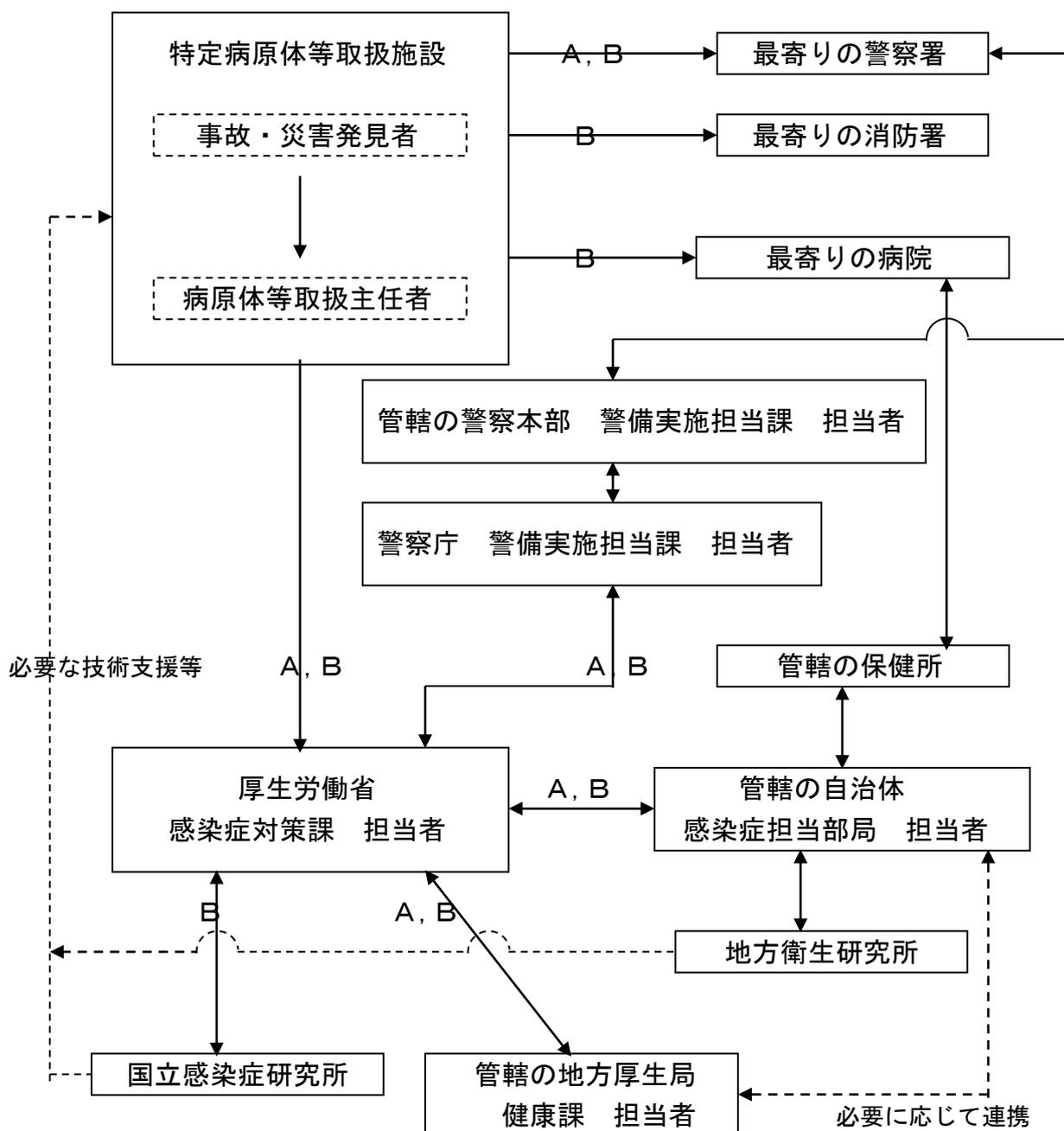
5. 最寄りの病院（事故・災害時）

- 被災者の治療に関する事項

(参考1)

事故等の連絡体制（運搬時を除く）

A：事故発生時の連絡の場合
B：災害発生時の連絡の場合



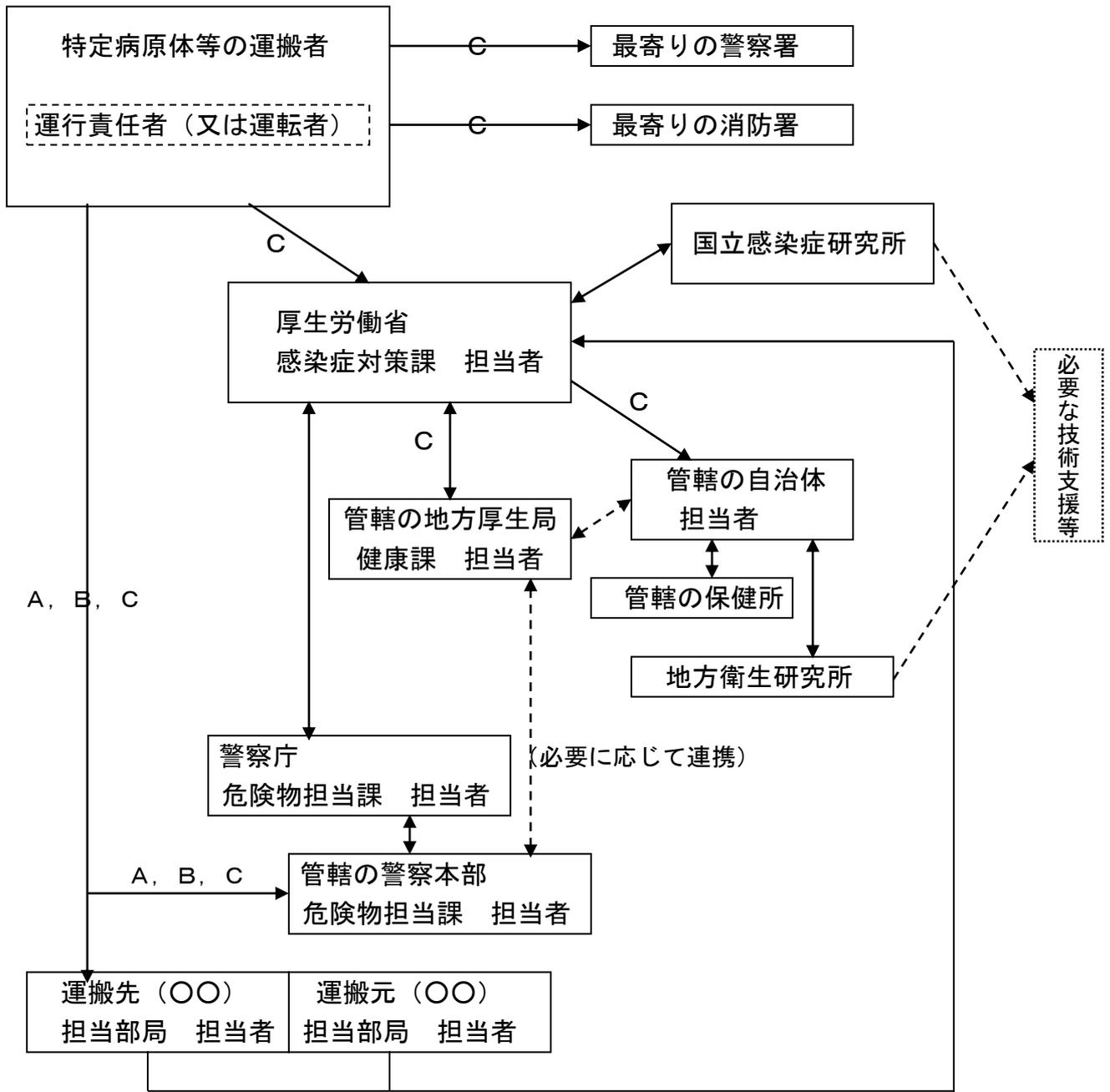
(参考2)

運搬中の事故等の連絡体制

A：通常時の連絡（出発、到着等の連絡）

B：交通渋滞等で運行時刻が予定より遅れる場合の連絡

C：交通事故等の非常事態発生時の連絡



(参考3)

別記様式第十九

災害時応急措置届出書

厚生労働大臣 殿

届出年月日 年 月 日

届出者

氏 名

(印) (署名又は記名押印)

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

住 所

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第56条の29第3項の規定に基づき届出します。

災害発生日時		
災害発生場所	事業所の名称	
	事業所の所在地	
	具体的な発生場所	
推定される災害発生原因		
所持する特定病原体等の種類		
応急措置の内容		
特定病原体等による感染症の発生、まん延の状況又はそれらのおそれの状況		
事務上の連絡先	名称	
	所在地	
	担当者の氏名及び所属部署名	
	電話番号及びFAX番号	
	メールアドレス	

(この用紙は、日本工業規格A列4番とすること。)